

平成29年度 第1回公共調達監視委員会(議事概要)

| | |
|---------|---------------------------|
| 開催日及び場所 | 平成29年9月22日(金) 岐阜労働局 4階相談室 |
| 委員(敬称略) | 委員長 竹内 治彦 岐阜経済大学教授 |
| | 委員 棚橋 敏行 税理士 |
| | 委員 武藤 壽 弁護士 |
| 審議対象期間 | 平成28年9月1日～平成29年3月31日 |
| 審議案件 | 12件 |

審議概要

【審議案件1】工・入・1

恵那公共職業安定所及び恵那労働基準監督署電話設備更新工事
(契約概要)

平成8年度より電話設備の更新が全くされておらず、通話が途中で切れる等の故障が度々発生しており、業務に多大な支障を来していたことから電話設備の更新工事を行ったもの。

| 主な意見・質問 | 回答 |
|---------------------------------------|---------|
| 次の案件ととてもよく似ている。 同時に審議した方がよいのではないか。 | 了解しました。 |

【審議案件2】工・入・2

多治見労働基準監督署及び関労働基準監督署電話設備更新工事
(契約概要)

平成8年度より電話設備の更新が全くされておらず、通話が途中で切れる等の故障が度々発生しており、業務に多大な支障を来していたことから電話設備の更新工事を行ったもの。

| | |
|---|---|
| 二つの工事に分けた理由はあるのか。 同じ内容の工事ならまとめた方が工事価格が安価になった のではないのか。 | 工事を分けた一番の理由は、配線方式が違ったことである。配線工事をやり直すのか既存の物が利用できるかで予定価格の立て方に影響してくるため分けて入札することを選択した。その他、地理的に離れていることから、参加される業者の母体を増やすため、恵那の工事を分けることにより、東濃地方の業者にも入ってほしいという意図もあった。 |
| 電話台数がそれほど変わらないにもかかわらず、2回目の工事(多治見・関)の方が安価になっているのはなぜか。 | 電話の種類によりそれぞれかかる金額は異なる。コードレス電話の台数、停電用電話の台数及びそれに伴う配線工事分で金額に差が出たのではないかと考えている。 |
| 1回目の工事(恵那)には現場管理費が計上されているが、2回目の工事(多治見・関)には計上されていないのはなぜか。 | 恵那は1階と2階に渡る2フロアの工事であったが、多治見と関はそれぞれ1フロアの工事となり、工期が短いため現場工事費の計上は必要ないと判断した。 |

| | |
|---|--|
| <p>【審議案件3】 物・入・43 平成28年度岐阜労働局ストレスチェック制度業務委託契約 (契約概要) 岐阜労働局に勤務する職員に対し、高ストレスの職員を早期発見し、医師による面接指導につなげるため、ストレス検査、結果分析、評価を行い本人に結果通知する業務の委託。</p> | |
| <p>ストレスチェックをする医師は限定されるのではないかと？</p> | <p>仕様書で、精神科医又は心療内科医に限定している。</p> |
| <p>落札率が23%以下で、かなり安いと思うが問題ではないか。クオリティーは守られているのか。</p> | <p>他局で同様の契約をしていたことから、契約内容とおりに実施できるものと判断した。また、他機関との契約もあり、調査票等を同じ物が利用できるため安価に収まったのではないかと考えている。</p> |
| <p>【審議案件4】 物・入・44 中津川公共職業安定所における窓口番号案内システムの購入契約 (契約概要) 個人情報保護の観点と待ち人数状況の明示による来所サービスの向上、来所者の窓口利用状況の把握等業務効率化のため窓口番号案内システムを導入したもの。</p> | |
| <p>特に意見なし。</p> | <p>—</p> |
| <p>【審議案件5】 物・入・45 非常用備品等の購入契約 (契約概要) 「岐阜労働局防災業務・業務継続に関する実施要領」に基づき、備蓄を行ってきた非常用備品が平成29年2月をもって賞味期限を経過する物が多数あり備蓄基準を満たせなくなることから、新たに購入したもの。</p> | |
| <p>落札した会社はどのような会社なのか。公示で地域が「東海・北陸」となっているが、東京の会社が入札できるのか。</p> | <p>今回購入したような防災用品を主に扱っている会社である。「東海・北陸」での許可を持っていればどこの会社でも入札できる。</p> |
| <p>一括して廃棄するのではなく、各所属で処分すればその分のコストカットになったのではないかと。</p> | <p>処分に当たり役所に確認したところ、非常用食料品の廃棄は産業廃棄物扱いとなる旨確認している。事務所として対応するためには許可を持った事業所に依頼する必要があるが、一般ゴミとして処分するのは難しい。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>【審議案件6】物・入・46 ゼンリン住宅地図の購入契約</p> <p>(契約概要) 現在所有している住宅地図が出版から一定年数が経過したものであるため、業務上できるだけ最新の情報が必要であることから、各課室及び出先機関に調査した上、経年経過年数を考慮し必要部数の購入を行ったもの。</p> | |
| <p>毎年同様の案件があるが、紙ベースの住宅地図ではなく、ウェブ上のアクセス権を購入する等の代替方法も考えるべきではないか。どのくらいの利用率があるかの調査は必要ではないか。</p> | <p>自分の地図アプリを利用することも増えてきているが、安定所では使わない日はないため、あえて利用率の調査はしていない。現在4年程度で買い換えをしているが、2年経過でぼろぼろになるところもある。</p> |
| <p>【審議案件7】物・入・47 平成28年度電子複写機の交換購入及び保守点検契約</p> <p>(契約概要) 岐阜公共職業安定所、大垣公共職業安定所、助成金センター、岐阜労働基準監督署、大垣労働基準監督署、多治見労働基準監督署で供用している複写機が購入から5年以上経過し、頻繁に紙詰まりや汚れが発生し、故障の頻度が高くなり業務に支障を来し保守費用が高額となっていることから、交換し新たに保守契約を行ったもの。</p> | |
| <p>特に意見なし。</p> | <p>—</p> |
| <p>【審議案件8】物・入・48 卓上スクリーンパネル購入契約</p> <p>(契約概要) 安定所における相談時のプライバシー保護のために隣り合う相談カウンターの仕切りのため卓上のスクリーンパネルを購入設置したもの。</p> | |
| <p>特に意見なし。</p> | <p>—</p> |
| <p>【審議案件9】物・入・49 岐阜労働局管内における備品等の購入契約</p> <p>(契約概要) 労働局各課室及び監督署、安定所において、老朽化している事務椅子等の備品について整備を行ったもの。</p> | |
| <p>毎年同様の契約があり、値引率をみて予定価格を立てているにもかかわらずさらに応札率がひくい。応札率が毎年ぶれるのはなぜか。</p> | <p>購入する物品によって、業者が安価にできるものとできないものがある可能性はある。物品一つ一つの割引率ではなく、全体に割引率を掛けているため、どうしても開きが出てくる。</p> |
| <p>毎年同様の契約があるにもかかわらず、応札率が低いため、次年度は予定価格を考えてください。</p> | <p>了解しました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>【審議案件10】物・随・26 公用自動車の交換</p> <p>(契約概要) 高山公共職業安定所の官用車(貨物車)が、平成14年11月に購入の物で、短・長距離の繰り返し走行によりエンジン、ギア、サスペンション等の性能が購入時に比べ著しく低下している。国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令第2項第1号に規定されている年数も超え、本省より平成28年度の更新対象として通知があったため購入したものの。</p> | |
| <p>随意契約となった理由は。</p> | <p>入札を2回行ったが応札がなかったため、予決令99条の2により随意契約とした。</p> |
| <p>貨物車が、応札とならなかった要因となっているのか。</p> | <p>貨物車としたのは本省から指定があったためだが、貨物車であったために地元業者が入札しなかったのではないかと考えている。また、ディーラーはAランクのため入れなかった。</p> |
| <p>最初からAランクも対象とできなかったのか。</p> | <p>300万円以下だとDランクになり、隣接する2ランクまで設定することができることから、B・C・Dランクとした。</p> |
| <p>【審議案件11】物・随・27 障害者就業・生活支援センター事業委託契約</p> <p>(契約概要) 就職を希望する障害者等に対し、就業や社会生活上の支援を行うことにより障害者の就業生活における自立支援を図る事業を委託するもの。</p> | |
| <p>精算の際にかなりの減額になっているが、計画がしっかり実行されているのか確認はなされているのか。</p> | <p>今年度初めて委託された地域の委託契約のため、支援希望者の数が集まっていなかった可能性はある。事業内容が履行されているかの確認は担当課で行っている。</p> |
| <p>【審議案件12】物・随・28 「労働関係法のポイント(岐阜版)」購入契約</p> <p>(契約概要) 「労働関係法のポイント(岐阜版)」は発行業者が発行する書籍に表紙加工を行うものであるため、他社に依頼することができずに契約を行っているもの。</p> | |
| <p>特に意見なし。</p> | <p>—</p> |